

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第9号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年3月28日（月） 12時00分ごろ	
発生場所	三重県鳥羽市神島港南西方沖 神島港北防波堤灯台から真方位203.5° 1,550m付近 （概位 北緯34° 32.2′ 東経136° 58.2′）	
事故等調査の経過	平成24年1月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{ぶんさい} 文斎丸、1.9トン ME3-50834（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート しんかい、5トン未満（長さ9.94m） 240-45048愛知、有限会社新海自動車	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首防舷材剥離、船首船底部擦過傷 B 左舷船首外板に破口を伴う凹損	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、神島港南西方沖で針路を神島港へ向けた後、船尾甲板で漁具の片付けをしながら速力1～2ノット（kn）で北北東進中、船長Aが、前方を確認しないで速力を約6knに増速した。 B船は、船長Bほか友人1人が乗船し、船首を西方に向けて漂泊しながら釣り中、B船の左舷後方100m付近にいたA船が、B船に向けて増速しながら接近していることに気付き、A船に対して大声を発して手を振ったが、平成23年3月28日12時00分ごろA船の船首とB船の左舷船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏	
その他の事項	船長Aは、衝突するまでB船に気付いていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし A船は北北東進中、B船は漂泊中、神島港南西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。 船長Aは、漁具の片付けをしながら航行したことから、見張りを行っていなかったものと考えられる。 船長Aは、前方を確認せずに増速したものと考えられる。 船長Bは、A船がB船に向けて接近しているこ

		とに気付き、A船に対して手を振るなどして注意喚起したものと考えられる。
原因	本事故は、神島港南西方沖において、A船が北北東進中、B船が漂泊中、船長Aが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船中は、できる限り見張りの妨げとなる作業を行わないこと。	